

第14回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日時 : 平成20年7月14日(月) 13:55~16:36
2. 場所 : 北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、渡辺分科会長代理、大隈委員、小町谷委員
4. 議事次第 :
 - (1) 開 会
 - (2) 独立行政法人通則法の改正について
 - (3) 平成19年度業務実績について
 - (4) 中期目標期間終了時の業務実績評価について
 - (5) 「独立行政法人整理合理化計画」等への対応について
 - (6) 今後の進め方等
 - (7) 閉 会

○上野分科会長 5分ほどまだ時間があるかもしれませんが、おそろいとのことですので始めさせていただきます。

今日は、本当に、もう梅雨が明けたのか明けていないのかわかりませんが、お暑い中、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立していることを確認いたしました。

ただいまより、「北方領土問題対策協会分科会第14回会合」を開催させていただきます。

今回は、まず、北方領土問題対策協会の職員の方々から自己紹介をしていただくということをお願いしたいと思います。では、理事長、よろしく申し上げます。

○井上理事長 理事長の井上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、本当にお暑いところ、遠くまでお越しいただきましてありがとうございます。十分な御審議をお願いしたいと思います。

本日の分科会のテーマですけれども、平成19年度の業務評価に合わせまして、第1期中期目標期間全体の実績評価がテーマに挙がっております。平成15年10月から始まった第1期の4年半という期間が、北方領土問題にとってかなり大きな変動期であったということは、この前、3月に開かれました評価委員会の全体会議でもお話ししましたので繰り返しませんけれども、ロシアの急激な経済復興であるとか、あるいはプーチン大統領の周到な北方領土に対するいろ

いろな対応であるとか、あるいはそれに向けた北方四島の変貌であるとか、更に、日本国内においてもいろいろな意見が出、国民世論の中に従前とは違ったような要素が出てきたというようなことを前回お話しいたしました。

他面において、この期間、そのような北方領土問題をめぐる環境が大きく変わったわけですが、北方領土問題に関する日ロ外交交渉という点でははかばかしい進展がなかった、そういうような外交上の状況も受けて、国内の返還運動も、全体的には停滞を余儀なくされた時期ではなかったかと思えます。

また、一方で、大変厳しい財政状況を背景にしまして、独立行政法人の整理合理化については、繰り返しさまざまな要請が講じられておまして、独立行政法人北対協としては大変困難な時期であったというのが、概して言えば第1期中期という時期ではなかったかと思えます。したがって、今日御評価いただきます第1期中期間全体につきましては、北対協としましては、返還運動の全国規模の体制を維持しつつ、基本的なことに焦点を絞って確実に行うということが中心にならざるを得なかったという感じを持っております。具体的に申しますと、啓発の関係では、焦眉の課題であった青少年や若者対策を重点として取り上げ、各県における教育者会議の設立の進展を中心に、この面ではかなりの成果を上げることができたのではないかと考えております。

次に、北方領土問題解決の基盤整備として行われていますビザなし交流につきましては、大変厳しい諸般の環境にもかかわらず、交流規模の維持を基本的には図り、交流の仕組みや内容についても工夫を講じてきたと考えております。

また、元島民等に対する融資事業につきましても、制度の目的を勘案しつつ、貸付条件や資金のあり方などの見直しを図って、効率化、後年度負担増大の抑制を図るというようなことを講じてきたところであります。

本日、第1期中期目標期間の実績評価をお願いするに当たりまして、この期間中に、評価委員会また分科会の皆様方からいただいたいろいろ厳しい御指導と、合わせまして数々の温かい御配慮を改めて思い起こしまして、感謝申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○間瀬専務理事 専務理事の間瀬でございます。

昨年10月からお世話になっておりますが、北対協にとっては、民間出身の常勤理事というのは初めてなそうでございます。最初は、単語がわからないような、外国に来たような感じでもございましたけれども、おかげさまで9カ月井上理事長のもとで仕事をさせていただきましたしまして、大分自分の、それこそ領土に来たような感じになってきております。どうぞひとつよろしくお願ひします。

○山田監事 監事の山田でございます。東京事務所に在勤しております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○太田監事 監事の太田でございます。

私も昨年10月から監事を仰せつかっております。札幌事務所の方に在勤して勤務させていただいております。本務は公立大学法人の札幌医科大学の副理事長をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎事務局長 事務局長の岩崎です。よろしくお願いいたします。

○飛山札幌事務所長 札幌事務所の飛山です。よろしくお願いいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って議事を進行したいと思います。

まず最初に、現在国会において審議継続中であります独立行政法人通則法の改正案、それと、その改正に伴い改正される独立行政法人北方領土問題対策協会法の改正案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

次に、平成19年度業務実績について、北方領土問題対策協会より説明していただきます。

更に、3つ目になりますが、北対協は、先ほど理事長からもお話がありましたように、昨年度で前中期目標期間が終了いたしましたので、評価委員会として、前中期目標期間の業務実績を評価する必要があります。そこで、前中期目標終了時の事業報告について、北対協から説明をしていただきます。

4番目、これが最後ということになると思いますが、昨年12月に閣議決定されました「独立行政法人整理合理化計画」等への対応状況について、北対協及び事務局から説明をしていただきたいと思います。

まず、議事に入るに当たり、事務局に資料について説明していただきたいと思います。お願いします。

○金原係長 内閣府の金原です。

それでは、資料について御説明申し上げます。

まず、資料1として、「独立行政法人通則法改正の概要」に関する資料がございます。

資料2として、北対協の「平成19年度業務実績報告書」がございます。

続いて、資料3として、「平成19年度業務実績に関する項目別評価表」というものがございます。

資料4として、「総合評価表」というものがございます。

資料5に、「信用リスク管理に係る中期・年度計画の推移」についてというものがございます。

資料6は、「予算、収支計画及び資金計画」に関する資料です。

資料7は、「中期目標期間業務実績報告書」になります。

資料8は、「中期目標期間の業務実績評価表」です。

資料9は、最終的な「業務実績評価に向けた今後の進め方」についての資料

です。

資料10は、北対協による「項目別評価表、総合評価表及び業務実績評価表への記入依頼」です。

資料11として、「独立行政法人整理合理化計画等への対応について」記した資料がございます。

資料12は、「北方領土問題対策協会 平成19年度における調達について」の資料です。

資料13は、同じく北対協の「保有資産の見直しについて」の資料です。

資料14は、「給与水準の適正化等」に関する資料です。

参考資料として、本年2月に本分科会で決定いただきました「北方領土問題対策協会の各事業年度の業務の実績に関する評価基準」。

それから、「独立行政法人整理合理化計画〈抜粋〉」。

それから、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会による「内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての意見」。

そして、最後に、参考となる法律の条文に関する資料をおつけしています。

この中で、資料3の「項目別評価表」と資料4の「総合評価表」、それから資料8の「業務実績評価表」につきましては、委員の先生方に後ほど電子媒体で、メールでお送りいたしますので、評価の際にはそちらも御利用いただければと思います。

以上です。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に、「独立行政法人通則法の改正案」等について説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山本参事官 内閣府の北方対策の参事官の山本でございます。恐らく3年目のお付き合いをいただくことになるかと思えます。

それでは、この改正法案の概要について、は、本当は政策評価の方から説明してほしいぐらいなんですが、私が成りかわりましてさらっと御説明いたします。

独法の制度が導入されて7年が経過したということで、独立行政法人のガバナンスを抜本的に強化するというで改正するというでございまして、前の国会に既に法案が出ております。今、継続という形になっております。

ポイントの1つは、新たな独立行政法人評価委員会というものを設置して、評価機能を一元化するというでございまして。新たに総務省に独立行政法人評価委員会というものを置いて、評価委員は、内閣総理大臣が任命してやっていただくというでございまして。そういうことで一元化していくんですけども、そのかわり、財務諸表の承認とかそういうときに行われてきた各府省の

独立行政法人評価委員会の意見聴取の手続というのは、評価委員会については設けないということにはしますけれども、基本的には一元化で評価するということをございます。

併せまして、役員的人事につきましても、主務大臣は、法人の長とか監事を任命するに当たって、公募を活用するということを求めます。任命するときには、公募の状況とか、任命の理由とか、そうしたものを記載した書面を内閣に提出して、内閣が承認するという制度にするということをございます。

あるいはまた、監事の独立性の強化ということもありまして、今2年の任期を4年にしてやるとか、その他もろもろ、幾つかございます。これらにつきまして、今、継続で国会で御審議いただいているわけですが、施行日については、政令で定める日ということになってはいますが、遅くとも2年を超えない範囲内で実施すると伺っております。

ちなみに、あと、北対協法については、この通則法ができることによりまして、若干の技術的修正を併せて行う予定でございます。

以上です。

○上野分科会長 ありがとうございます。

続きまして、平成19年度及び前中期目標期間の評価についての流れについて御説明いたします。

本日は、北方領土問題対策協会より、平成19年度及び前中期目標期間のそれぞれの業務実績を説明していただきます。そして、次回分科会までに、私ども委員がコメントあるいは評価をするということで、次回分科会で評価について審議、決定ということで行いたいと思います。

それでは、北方領土問題対策協会より、「平成19年度業務実績」について説明をお願いしたいと思います。

○岩崎事務局長 それでは、お手元の資料2と資料3、業務実績報告書と評価表というものを使いまして申し上げます。

その前に、資料2であります、目次をごらんいただきたいと思います。本年度の業務実績報告書のつくり方が、若干、冒頭部分が変わっております。これは、昨年12月に閣議決定されました独法の整理合理化計画であります、その中で、目次の1ページから20ページまでのいわば基本的な情報を各年度まとめなさいという御指示がございました。1つは、「国民の皆様へ」ということで、当該法人の業務の目的がどういうものがあるのか、どんな実績をしたのか、ここで総括的にまずまとめるというものでございます。

3ページから9ページまでございますが、「基本情報」ということで、法人の目的であるとか、業務内容、沿革、根拠法、組織図等々の概要、それから事務局の所在、資本金、役職員の状況、これらをまとめるということになってお

ります。

それから、9ページ、10ページ、12ページまでであります。これは、既に先生方には事前にお認めいただきました財務諸表の関係でございますが、大ぐくりにして「簡潔に要約された財務諸表」の部分、情報をここでまとめるということになっております。

それから、13ページから19ページ、同じものであります。財務諸表の状況、それから、予算・決算の概況、経費の削減等々を数年まとめた形で経緯がわかるように表形式でまとめるという作業がございました。これらを取りまとめたものでございます。

それでは、恐縮ですが、資料3に基づきまして、平成19年度の当協会の業務実績について、大まかな点を申し上げさせていただきます。

1ページ目でございますが、「業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」という点であります。

1つは、人件費を除く一般管理費の削減目標でありました、第1期は平成19年度が最終年度でありますけれども、スタートの平成14年度に対しまして13%削減するという目標でございます。

右の実績の欄をごらんいただきますと、平成14年度が5,614万円。予算額の中に「56」という数字が書いてあります。これを平成19年度の最終年度には4,900万円にするという計画を持ちました。実績の欄をごらんいただきますと、平成19年度の予算額において4,700万円、「47」という数字が載っていると思います。決算額におきましても「44」という数字になっておりますので、当初の計画はこれで十分目標に達したと考えているところでございます。

それから、この削減方法、どんな内容だったのかという評価の基準がございました。1つには、平成18年12月に決定されました組織・業務の見直しの中で、主たる事務所であります東京事務所を移転する、そして経費の節約を行うということでありましたので、昨年12月、当上野の方の事務所に移転したということで、計画を立て、実施したところでございます。

その他、各種業務のマニュアルの活用化でありますとか、LANシステムによる人事の共有化でありますとか、ペーパーレス化の推進というような手法で経費を節減したということでございます。

1ページの下であります。業務経費の関係であります。毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図るという計画が立てられております。右の実績欄であります。一般業務勘定におきましては、事業費は前年度4億8,400万円ほどございましたけれども、480万円ほど、約1%を削減したという、目的を達成したところでございます。

貸付業務勘定におきましても、同様に、前年度1,700万円に対しまして17万

円ほど達しておりますので、1%の削減を達したと考えているところでございます。

削減の手段でございますが、1つは、先ほど申し上げましたが、組織・業務の見直しに基づく調査研究の見直しということを行っております。後ほど調査研究のところでも申し上げますが、これまで恒常的に開催しておりました研究会を廃止いたしました。また、国際シンポジウムを毎年開催したところではありますが、随時開催ということで見直しをいたしました。

2つ目は、支援対象になります。各県民会議が行います各種事業に対しまして、開催場所は、可能な限り民間ではなくて公的な施設を使っていただくでありますとか、開催はできるだけばらばらに行わずに統合していただくでありますとか、その他もろもろの経費の節約について協力要請を合わせて行ったということでございます。

更に、そういう大会で使います啓発資料・資材につきましては、当協会において一括発注、作成をして必要な県民会議に提供するというので、コストの削減を図ったところでございます。この中身につきましては、先ほどの資料2でございますが、22ページから24ページに削減内容をまとめさせていただいております。

それから、評価書の2ページでございますが、組織等の見直しというものでございます。1つは人員の削減であります。平成18年度以降、5年間で5%以上の人員の削減を行うことという計画方針でございました。第1期の最終年度末には常勤職員1名を削減いたしました。本年4月から、今までは19名でありましたが、18名で業務を開始したところでございます。

なお、第2期におきましても更に1名、平成22年度末になるとと思いますが、削減を行う計画でございます。

2つ目が、給与水準の見直しということでございます。役職員の給与水準でありますけれども、私ども協会は、これも後ほど、資料がございますのでこちらでも申し上げますが、国家公務員の給与に比べましても、いわゆる比較指標、ラスパイレス指標でございますが、93.5ということで低い数字になっております。

なお、これもほかの資料にもございますが、他の法人との比較でも87.1ということで、給与水準は低い値を持っているものでございます。

それから、見直しのもう1点は、先ほど申し上げました一般管理費の削減でございます。事務所の移転による経費の節約ということでございました。

また、随意契約の見直し、適正化という問題でございますが、これも資料がございますので、詳しくは後ほど申し上げたいと思いますが、平成19年度まで随意契約を行わざるを得なかった案件につきましても、18年度の際にも申し上

げましたが、本年度から、特に外交案件がございました。これも外務省の御理解をいただいて、平成20年度からは一般競争入札に変更したところでございます。

3 ページでございます。第2の啓発その他事業の関係でございますが、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達するための措置」ということでございます。

1 つは、国民世論の啓発ということで、返還要求運動の推進でございます。

2月7日の「北方領土の日」全国大会が中心でございますが、これ以外の毎年2月、8月、強調月間ということで主要な事業をそれぞれ実施いたしておりますけれども、これら各種大会、研修会、講演会等々、ここの目標計画では、毎年度100回以上の水準を保つという目標が立てられております。

実績の欄をごらんいただきたいと思いますが、平成19年度におきましては107回の実施を計画いたしました。結果、121回実施いたしております。また、ちょっと細かくなりますが、2月、8月の強調月間に、当初計画はいたしませんでした。平成18年度に引き続きまして、横断幕あるいは懸垂幕の掲出をお願いいたしました。この結果、全国で99回の実施がございました。これを合わせましてその実績の表にまとめさせていただいておりますが、220回、約4,800万円の支援を行ったという結果になってございます。当然であります。この支援の条件でありますとか対象、あるいは審査、これらは適切に実施したところでございます。

業務報告書の方では、25～42ページまでに内容詳細をまとめさせていただいております。後ほど御参照いただければと思います。

4 ページでございます。4 ページの（イ）でございますが、ただいまの各種大会には、研究者でありますとか返還運動の実務者、あるいは元島民の方などを講師として講師派遣事業というものをやっております。平成19年度の計画は47を計画いたしました。実績は48ということで、計画を上回ったところでございます。

次の（ウ）でございますが、推進委員という方の関係でございます。目標では、各都道府県にそれぞれ1名を配置し、啓発事業の効果的・効率的な推進を図るということでございました。また、情報提供を的確に行ったのかということでございますが、昭和50年以来、各都道府県に1名配置させていただきまして活動していただいております。また、情報の提供につきましても、日ロ関係の最新の情報を提供することありますとか、毎年4月には各委員の情報交換の場ということも一つ目的を持ちまして、全国会議を開催し、情報の共有化なども図っているところでございます。

5 ページをお願いいたします。評価項目の（エ）でございますが、ただいま

申し上げました推進委員の全国会議でありますとか、県民会議の代表者の全国会議でありますとかブロック会議、予定どおり開催したのかということでございますが、それぞれ計画どおり実施いたしております。これの実績や内容は、業務報告書の43ページから49ページに詳細をまとめさせていただいております。後ほどごらんいただければと思います。

それから、6ページになりますが、(オ)というところで、広報の関係でございます。この中で特に標語でございますが、右の実績の欄にもまとめさせていただいておりますが、4月1日から9月30日まで、はがきあるいはインターネットによります標語の募集を行いました。平成19年度におきましては、18年度を250件ほど増加いたしました3,151件の応募がございました。この中から最優秀、優秀、佳作というものを選ばせていただいたところでございます。

それから、6ページの後段でございますが、「北方領土を目で見る運動」ということでございます。私ども協会は根室地区に3つの啓発の施設を持っております。これも後ほどの資料で保有資産の状況を御説明する資料がございます。そこで詳しく申し上げたいと思いますが、いずれも3つの施設それぞれ来館者等お見えになりまして、また、意見箱を常設いたしております。いろいろな意見を集約して、次の事業にも続けていくというようなことを考えております。

また、必要な施設整備の要望があるものに対しましては、年次計画を立てて充実を進めていきたいと考えております。

7ページでございます。青少年教育者に対する啓発の実施ということでございます。

先ほど理事長から申し上げましたが、当協会は、次世代を担う青少年の育成、つまりは「後継者対策」でございますが、重点項目にさせていただいております。1期でもそうでありましたが、本年度以降の2期につきましても、重点課題ということで力を入れていくテーマの一つと考えております。

昭和46年から実施の元島民の3世を対象にいたしました北方少年交流事業でありますとか、平成14年度から、中高生と中学の社会科を御担当になる先生方合同での根室での現地研修会、それから、平成13年度からは大学生を対象にいたしました北方ゼミナール、各事業につきまして、平成19年度におきましてはそれぞれ計画どおり実施したところでございます。

なお、参加者から報告書をいただいておりますけれども、これに合わせてアンケート調査も実施いたしております。実績の欄にもございますが、80%以上の参加者から有意義であったという評価を得たところでございます。これらアンケートの指摘あるいは要望なども踏まえて、次年度以降の事業にも取り入れていきたいと思っております。

ただいま申し上げました事業の3点につきましては、事業報告書の52ページ

から57ページにまとめてございます。

また、平成18年度から北方領土ゼミナール、または交流事業に参加した大学生を対象にした北方領土問題学生研究会、平成18年度から北方領土問題学生研究会という事業を新たに始めたところでございます。平成18年度、19年度、本年度もこれから進めていきたい、自主的なテーマを設定していただいて、領土問題に対する理解を更に深めていただくという活動でございます。

8ページでございますが、北方領土問題教育者会議の関係でございます。平成19年度には青森と長崎で設立予定ということでありましたが、いずれも予定どおり設立されております。平成19年度末までの設立都道府県は31ということになっております。平成15年度からスタートした事業であります、まだ少し残っておりますので、更に続け、平成20年度におきましても強気に働きかけていきたいと考えております。

それから、これら設置されております教育者会議の横の連携を図るということになりますと、9ページになりますが、毎年3月には「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催させていただき、各研究者会議の活動状況を発表していただいて情報の共有化を図っていくというようなことも開催いたしましたところでございます。内容につきましては、事業報告書の60～63ページにまとめさせていただきます。

それから、9ページの③ということで、インターネットの活用による情報の提供でございます。

私ども協会ではホームページを持っておりますが、このホームページを中心に、各県民会議の活動状況でありますとか、当協会の活動内容を1カ月以内には更新をし、情報の提供をしているところでもございます。更に充実・工夫していく課題ではないのかなと思っております。

また、ホームページのリンクの充実というテーマでもございます。これも先生方から御指摘いただいておりますが、平成15年度は2件ほど新たなリンクがございました。これからもリンクをし、あるいはリンクを張っていただくような努力、内容の充実にも努めていきたいと考えております。

それから、ホームページのアクセス件数でございます。中期目標の15年度に比べて第1期末年度には2割以上の増加になるような計画を立てるということでありましたが、実績の欄にも数字を書かせていただいておりますけれども、平成18年度は、特に漁船の銃撃事件があったということもありますのでちょっと件数が増えておりますが、19年度は特殊要因がありませんでしたが9万8,000件あったという実績をそこに書かせていただいております。計画であります平成15年度に比較いたしますと200%というような実績で計画を消化できたのかなと考えております。

10ページでございますが、交流事業、ビザなし交流でございます。

4島への訪問事業であります。平成19年度において年9回実施あるいは支援するという計画を立てておりました。私ども協会の主催事業としては、全国、北海道を除く全国という意味でございますが、参加者を対象とする事業を4回計画いたしまして、予定どおり実施したところでございます。

また、支援事業になりますが、北海道内の参加者を対象とする組織でありませんが、北海道推進委員会というところがございます。これの主催事業5回を計画いたしました。ただ、1回が天候悪化のために中止になりましたが、4回は支援をいたしております。合わせまして合計9回の計画に対し8回の実施になったところでございます。

内容につきましては、事業報告書の68ページ以降、ちょっと大部になりますが、まとめさせていただいております。

同じく、効果的であったかという点でアンケート調査も実施いたしております。いずれも8割以上の参加者から有意義というお答えをちょうだいしたところでございます。

11ページでございます。北方四島在住ロシア人の受入事業ということでございます。平成19年度におきましては2回、京都府での青少年の受入、富山県の一般、いわば大人の受入事業を計画いたしました。このうち富山での受入に関しまして、やはり天候の条件から、択捉島からの大人の方の参加者32名が参加できなかったということがございましたけれども、それ以外は予定どおり2回実施したところでございます。

更に、専門家の派遣受入でございます。専門家の派遣といたしましては、青少年の派遣と合同で実施しました中学校社会科の先生方を中心にした教育専門家の訪問を、私どもと北海道の推進委員会、それぞれ計画どおり1回ずつ実施いたしております。

12ページでございますが、毎年実施させていただいております日本語講師の派遣事業、国後、択捉、色丹それぞれ約1カ月ぐらいつつ、3島それぞれ実施したところでございます。

それから、日本語講師の派遣効果というところでもありますけれども、平成10年からの実施になりますが、既にもう10年を超えた事業でございます。これまでいろいろ参加していただいた講師の先生方の島での状況などを聴取し、今後の事業に、例えばカリキュラムあるいはクラス編制などどうすればいいのかということで検討を進めてきたところでありますが、平成19年度には、派遣していただきました先生方に、更に細かい調査をしていただきまして、今年度からは、それらの集大成として、例えばクラス分けのためのテストでありますとか、一定の年齢以上を対象にする事業に改めて、それ以下の子どもたちには別メニュー

ューをつくるでありますとか、そういう改善をして平成20年度をスタートしたところがございます。今後もしろいろ島の状況、要望等々を踏まえ、メニューを考える事業の一つかなと考えております。

12ページの中ほどに北方四島交流事業、本年度の実施計画を持ち寄って、平成20年度事業のあり方を検討するための協議を行うという目標がございます。これも予定どおり開催させていただきました。特に、本年度につきましての重点は、危機管理への対応あるいは事故防止の対応など、安全性の確保を周知徹底することを目標に掲げたところがございます。

12ページの後段であります、冒頭申し上げましたが、北方領土問題に関する調査研究でございます。

当協会にかかわります「組織・業務の見直し」、これも申し上げましたが、平成18年12月の内閣府の決定を踏まえまして、調査研究業務につきましては、他の多くの研究機関あるいは大学で容易に可能な業務については、そのあり方を見直しする。政府の施策に寄与するという観点をより重視した活用方法について検討するという方針が立てられております。したがって、協会といたしましては、平成19年度におきまして、これまで恒常的に開催した研究会を廃止し、毎年開催していた国際シンポジウムについては、必要に応じて開催することとしたところがございます。

また、これも私申し上げましたが、都道府県民会議が開催する県民大会あるいは研修会に講師として派遣させていただく事業を既に実施しているところありますが、講師の方々、学識者、有識者、元島民の方にお集まりいただきまして、そのときのロシアの内政・外交の最新状況でありますとか、返還運動の現状、課題などについて、共通理解・認識を持っていただいた上で講師として派遣させていただこうということで、いわば拡大した形での北方領土問題研究会を1月に開催させていただいたところがございます。このいわゆる研究会であります、これは今後も続けていきたいと思っております。

また、有識者の先生方からのいろいろな論文をこちらからもお願いし、あるいは講師で御講演いただいた内容でありますとか、そういうような論文、内容につきましては、当協会のホームページで公表させていただいているところでもあります。業務報告書では78、79ページにこの状況をまとめたところがございます。

それから、13ページになりますが、元島民に対する援護ということでございます。

第1には、元島民などの団体が行う返還要求運動に対する支援ということで、1つは、署名活動でございます。平成19年度末におきましては85万7,385人の署名をいただいたところがございます。この署名は、国会請願法に基づきまし

て、本年4月に国会の方に請願をさせていただいたところでございます。例年、その年の署名を集めまして、4月あるいは5月に対総理あるいは国会請願をさせていただいているところでございます。

2つ目は、元島民の返還運動に対する役割が大変重要ということから、元島民の方々の連携の強化と役割の再認識をしていただくことを目的に、研修あるいは交流会を開催しております。平成19年度におきましても、目標計画であります4回の実施をそのとおりに実施したところでございます。

3つ目は、元島民の方、かなりお年を召していますので、北方四島での生活実態、今のうちに資料でありますとか証言を収集・保存していこうという事業も行っております。平成19年度におきましては、4島のうち択捉島におきまして北方四島居住地図を作成いたしましたところでございます。

なお、平成18年度は国後島、今年度は齒舞、色丹を計画いたしております。できるだけ今のうちにわかりやすい具体的な資料を、大変貴重なものでありますのでまとめていきたいと考えております。

次に、第2、14ページになります。元島民によります自由訪問、いわゆるふるさと訪問事業と言っておりますが、年4回計画させていただいております。それぞれのふるさとを訪問するという事業でございます。平成19年度におきましては、天候の関係で1回中止になりましたが、3回を実施したところでございます。業務報告書では81ページにまとめさせていただいております。御参照いただければと思います。

続きまして、貸付業務につきまして、札幌の飛山所長から御説明させていただきます。

○飛山札幌事務所長 それでは、札幌で行っております貸付業務につきまして御説明させていただきます。お手元の14ページの③でございます。北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施ということでございます。

元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、貸付業務が元島民等のニーズに応じて効果的・効率的に実施できるように努めるということでございまして、6点ほどの項目がございます。

まず、その1点目でございますけれども、(ア)融資説明・相談会の充実強化でございます。融資内容等の周知や要望等の聴取を目的としました融資説明会及び貸付や融資資格の生前承継手続等について個別対応をする相談会を、対象者が多く居住する地区10カ所で開催する計画に対しまして、本年度実績でございますけれども、12地区13回開催いたしているところでございます。ちなみに、参加人数でございますけれども、総勢で490名、前年比15名ほど増となっております。

また、それぞれの個別の相談案件でございますけれども120名からござい

した。前年に比べて9名ほど減になっております。

次、15ページを繰っていただきまして、融資説明会での主な意見・要望等につきましても、集約いたしますと、ここに記載のとおり4点ほどございます。まず1つ目、修学資金について、自宅外修学者の融資限度額引き上げについてでございます。2つ目に、事業に要する経営資金、これはいわゆる運転資金でございます。この限度額の引き上げについてでございます。3つ目に、農林業に要する設備資金の限度額の引き上げ。そして、4番目に、更生資金、生活資金、貸付利率の引き下げというような要望がございました。

これらの意見・要望に対しまして内部で検討を行ったところ、②の経営資金、いわゆる運転資金の限度額の引き上げにつきましては、平成6年度以降、限度額を据え置いてございます。今般の原油の高騰によって事業資材費等がかさんでいることから、20年度におきましてその改善を検討することにいたしてございます。

なお、そのほか修学資金、それから農林設備資金の限度額につきましては、当面現状のままといたしたいと考えてございます。

また、更生資金や生活資金の利率引き下げにつきましても、これは、厚生労働省の生活福祉資金の貸付制度、これは現行3%でございます。これに変更がないために、現状のままといたしまして今後の状況を見守っていきたいと考えてございます。

また、修学資金につきましても、基本的には、私どもは日本学生支援機構、旧日本育英会でございますが、そうした貸出資金を参考にセットしてございます。これらにつきましても大きな差がないということで、本年度は、当面ちょっと見送りということにさせていただきたいと思っております。

次に、16ページになります。2つ目の（イ）関係金融機関との連携強化についてであります。関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にいたしまして、融資業務の充実と一層の円滑化、制度利用の促進を図るため、漁業協同組合担当者会議、また関係機関実務担当者会議を開催するものでございます。

まず、関係機関との連携状況につきましても、実績の欄をごらんいただきたいと思います。協会の融資は、直接貸付のほかに、利用者の利便性の確保や事業経営、生活環境の向上を図るために、事業資金や住宅資金は、金融機関を通じての委託や転貸の貸付方法を取っております。関係機関との会議のほかに、取扱金融機関を訪問し、当協会からの情報を提供するとともに、利用者のニーズの把握と取扱機関の意見等を参考に、業務の改善に努めるなど制度利用の活性・円滑化を図っているものでございます。

ちなみに、転貸の貸付決定でございますけれども、これは、農業漁業協同組合を通しての貸付でございますが、88名約4億円の決定を見てございます。ま

た、委託貸付でございますけれども、7名の9,600万円、残りが直接貸付になります。142名1億700万円ということで、合計237人6億200万円の貸付を決定しているところでございます。

決定状況につきましては、実績報告書87ページに記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

関係金融機関との連絡・調整に関する会議につきましては、計画どおり、年度当初の4月20日に漁業協同組合の会議、それから実務関係機関の担当者会議を開催しております。種々いろいろな意見が出ておりますが、周知も図っております。その中で、特に平成18年12月に法改正がございました。これは昭和20年4月から施行されるものでございますけれども、融資資格者の範囲拡大についての内容説明を丁寧に行っております。なお、法改正につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、17ページをお開きいただきたいと思いますが、3番目の（ウ）生前承継の促進についてであります。元島民等の高齢化に伴い、平成8年に導入されました融資資格の生前承継の趣旨とその利用促進につきましては、当協会の広報誌やホームページ、また先ほど触れました業務説明会、相談会など、あらゆる機会を利用いたしまして説明をし、利用の促進を行っているところでございます。

生前承継の実績につきましては記載のとおりでございますが、19年度は前年度の半数と落ち込んでございます。その主な要因といたしまして、先ほどもちょっと触れましたけれども、平成18年12月に法改正され、20年4月から施行される生前承継を補完するための死後承継の制度が導入されたことによるものと考えているところでございます。

次に、4番目の（エ）リスク管理債権の縮減についてであります。不良債権の回収に努め、リスク管理債権の縮減を図ることになっておりますが、その説明の前に、貸付に対する審査、採択のあり方について若干御説明させていただきます。

事業に必要な資金につきましては、生産高・収支状況や資産、負債の状況把握、資金の必要性やその効果を重点的に審査を行っているところでございます。また、生活資金につきましては、資金の必要性や資金の使途が明確であるかどうか、更に勤務先、収入、家族構成などによる可処分所得を重点に審査を行っているところでございます。

また、難しい案件につきましては、貸付担当者のみではなく、債権管理担当者や統括者を加えての内部協議により審査を行っているところでございます。

次に、18ページをお開き願いたいと思います。リスク管理体制について御説明させていただきますが、評価指標のところの信用リスクの管理についてです。

実績欄をごらんいただきたいと思いますが、貸付債権管理に当たりましては、「延滞債権督促マニュアル」に基づきまして、初期延滞者に対する督促を重点施策として、電話、文書、顧問弁護士による各種督促、また実態調査により管理・回収に努めてきた結果、リスク管理債権比率は、ここに記載のとおり2%前後と低水準に維持しているところでございます。

ちなみに、参考までに記載してございますけれども、平成19年9月現在、金融庁のホームページによりますと、都市銀行では1.66%、地方銀行では3.92%となっております。

なお、私どもの貸付債権の中で、時効によって消滅した貸付債権は一切ございません。

次に、リスク管理債権額の状況につきまして御説明させていただきます。まず、1つでございましてけれども、総体のリスク管理債権額は、平成17年度末より約800万円減少し、中期計画期間中の目標並びに平成19年度の計画であります17年度末以下に抑制することができております。

2つ目といたしまして、更生・生活資金のリスク管理債権につきましては、22.9%縮減しているところでございます。平成17年度末に対し10%以上縮減するとした目標を大きく達成することができてございます。

それから、3つ目になりますけれども、修学資金の債権保全につきましては、平成19年度から成人に達しました修学者本人全員について連帯債務契約を締結し、債権保全の強化をいたしているところでございます。目標の80%を上回り、結果として全員の契約を実現しているところでございます。

4つ目になりますけれども、住宅改良資金のリスク管理債権につきましては、昨年度、平成18年度末残高より金額で127万円以上縮減するという目標に対しまして、415万円を縮減することができてございます。

なお、これらにつきましては、資料5になりますけれども、信用リスク管理債権に係る中期計画、また年度計画に対する実績の推移表がございまして、ごらんいただければと思います。

次に、19ページに入りますが、5番目の（オ）元島民等で構成された団体であります千島歯舞居住者連盟、略称千島連盟と申しておりますけれども、その各支部の代表者等を対象といたしました融資業務研修会を開催し、業務の内容全般について説明と意見交換を行ってございます。理解を深めるとともに、制度利用の促進を図ったところでございます。

なお、研修会の開催内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、最後になりますが、6番目の（カ）平成18年12月22日に一部改正されました北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律が、今年、平成20年4月1日から施行されることに伴い、所要の準備作業を行うとともに、対象

者や関係機関に対し改正内容等の周知を図ることでございます。これは、融資資格者の範囲の拡大についてでございます。

現行の融資資格者でございますけれども、現在、大きく分けて4つございます。まず、元居住者、これは、昭和20年8月15日まで引き続き6カ月以上北方地域に居住していた者に限られてございます。それから、旧漁業権者、北方海域に入漁権を有していた者等でございます。3番目といたしまして旧漁業権者の死後承継。それから、4番目といたしまして生前承継。これは、平成8年に元島民等の高齢化に伴いまして、資格を子または孫に移行するというものでございます。こうした大まかに4つの資格に限られておりましたけれども、今回の一部改正された内容につきましては、元居住者の子でありまして、昭和20年8月15日以前6カ月未満の期間以内に北方地域で出生し、かつ同日まで引き続き島にいた者。それから、昭和20年8月15日以降北方地域で出生した者。この2点につきましては、新たに元居住者として加えるものでございます。

また、2つ目といたしましては、生前承継を補完するための死後承継の創設でございます。元居住者または旧漁業権者の死後承継者が、生前承継することなく死亡した場合、生前中にその生計を一にした子または孫のうち1人に限り継承を可能にするものであります。これらの改正に伴う準備作業や周知につきましては、実績欄でちょっと御説明いたしますが、法改正が平成20年4月1日から施行されるため、必要な諸規程の整備、資格予定者への周知方法など、内閣府北方対策本部と連携しながら工程スケジュールを作成し、それに基づきまして準備作業を行ったところでございます。

また、改正内容の周知につきましては、対象者や関係機関等に対し、当協会の広報誌平成20年1月の新年号、また3月下旬の2回に実施するとともに、融資説明相談会、関係機関実務担当者会議、それから千島連盟の推進員融資業務研修会等、あらゆる機会を利用いたしましてその広報活動を実施しているところでございます。

以上で貸付業務の御説明を終わらせていただきます。

○岩崎事務局長 その他、20ページ以降であります。20ページから22ページ、「予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画」というところがございます。

これは、既に各先生方、財務諸表をごらんいただきまして御承認いただいたところではありますが、資料6をお配りさせていただいておりますので、これは、業務実績の中にも別の形で簡単にまとめた資料でございます。これは御参照いただければと思いますが、そのうちの1ページ目の平成19年度予算及び決算の協会としての合計の欄だけ一言申し上げたいと思います。

収入と支出に分かれております。収入で、予算額10億1,600万円に対しまし

て、決算で9億7,000万円、4,600円の減という姿になっております。これは、貸付勘定で貸付残高の減少によります国から頂戴する補助金が、それだけ要らなかったという状況を示しております。

それから、支出の方であります。同じく予算・決算で5,400万円の減少という状況を示しております。これも、東京事務所の移転という増の経費がありましたが、事業対策費、事業関係費において経費の節約等々を行った結果、これだけの減少になったという姿を示しております。

細かくは申し上げますが、そんな姿が平成19年度の予算・決算の姿であります。

それから、23ページであります。 「短期借入金の限度額」というところがございます。

一般業務勘定では借入金はございませんでした。貸付業務におきまして、資金繰りの状況に合わせて、結果的に、貸付業務勘定の2つ目の欄であります。10億20万円を借り入れたところでございます。これは、長期借入金のつなぎ資金という性格でもございました。

それから、次の「重要な財産の処分に関する計画」でございます。

貸付関係のものでありますけれども、基金、資産として10億円を持っておりますが、これの担保の状況ということでございます。実績の欄、差し入れ先というところで、北洋銀行、北海道信漁連、信金中金、UFJというところに担保として差し入れているということでございます。提供方法は、その次の欄に書いてありますが、差し入れ額以上の借入をした根担保に使っておりますということでございます。

それから、23ページの一番下であります。 「剰余金の使途」であります。

平成19年度におきましては、一般勘定において、外務省の受託であります。北方四島在住ロシア人の受入に関する事業収入といたしまして2万4,487円の利益がございました。この処分といたしましては、財表にもおまとめをし、御承認いただきましたが、積立金ということで処理をするということになります。

なお、貸付勘定におきましては、補助金でございますので、残金が出た場合にはその年度ですべて国庫返納するということになっております。実は、一般勘定におきましては、第1期が終わった時点で、お金にしますと約1億4,000万円、大変節約をした関係、あるいは預金収入でありますとかを積み上げた結果でこれだけになったんですが、これを1期終了とともにすべて国庫に返納したという状況になりますので、御報告させていただきました。

最後のページ、24ページであります。 人事に関する計画でございます。

これまで、スタッフ制でありますとか、適材適所の人事でありますとかを進めてまいりましたが、平成19年度におきましては、可能な限り職員の能力向上

を目指す研修会に積極的に派遣したという実績をそこに書かせていただいております。

なお、既に申し上げましたが、第1期最終であります昨年度末には、1名の職員を削ったところでございます。

長くなりましたが、平成19年度事業実績としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして委員の方から質問等ございましたらお願いしたいと思います。

ちょっと細かいことなのですが、まず、日本語講師の派遣について実績報告書を拝見したんですが、基本的には初歩的なことだけをやっているということなんでしょうか。これを見るとそういう感じでもあるんですが、他方で、繰り返し参加している現地の人もいるということですが、具体的な内容はどんな感じなんでしょうか。

○岩崎事務局長 基本的には初級が中心でありまして、勿論、先生おっしゃるように何回か、毎年やっていますので、今年も行く、また今年も行くという方、かなりレベルの高い方もおられると思います。基本は初級の方で、私どもが1カ月やりまして、その後の引き続きというわけではないんだと思いますが、北海道の方で日本語講座の受入事業をやりまして、こちらは少しレベルの高いといたしますか、そういうような事業も流れとしてはやっている。したがって、結論から言う、私どもの事業はむしろ初級かなと思います。

○上野分科会長 これは、場所はどこでやっているんですか。択捉、国後、両方ともやっているんですか。

○岩崎事務局長 はい、国後、択捉、色丹の3島でそれぞれやっております。学校でありますとか、どこかの集まれるような建物でありますとか。特に、択捉は2カ所ぐらいに分かれてやっているんでしょうか。ですから、ちょっとここは先生方が移動するようなことも考えまして、できるだけ便宜を図っていただくように毎年お願いするんでありますけれども。

○上野分科会長 大体人数は、毎年どれくらい受けているんですか。ざっくり言って。

○井上理事長 ちょっと細かい数字はただいま手元に資料がないので把握しておりませんが、大体3クラス、4クラスぐらいやっている。子ども、初級者、経験者、その上とか。かなりばらつきがあることは事実ですが、各クラス、例えば通して10名ぐらいですと40名ぐらいは少なくとも出ていると思います。

先生御想像のとおり、1年に1カ月だけ、しかも極めて限られた時間でやるわけですので、一番の問題は蓄積を図ることが大変難しい、これは事実であり

ます。ただ、仕組みとしては、さっき説明しましたように、札幌に1カ月呼ぶというコースと組み合わせでやることによって、熱心な人たちの選別、その上級への移行というようなことを試みていることは事実です。その両者間の連携がうまくいくように、現地へ行く派遣講習会は、できるだけ広く参加してもらって、その中で熱意のある者、力のある者を選んで札幌への選別の参考にしてもらおうとかという連携を図っていますが、全体としては大変難しいことは事実です。

もともと現地で行っていたところでは会話場面を中心とした授業が中心だったんですけれども、5～6年前から、もう少し体系的にするということで、非常に標準的な教科書があるようですが、その単元ごとの積み上げを基本に置いて、あと、その場面、場面のものも組み合わせていくというようなことで、できるだけ継続的・体系的にしようと思っているところですが、いろいろな意味で問題が大きいことは事実です。

○岩崎事務局長 参加者は業務報告書の75ページに各島のトータルの数字として、記載があります。ちょっと申し上げますと、色丹が65名、国後が92名、択捉が60名。先ほどちょっと御報告いたしました、今年から、ある意味、下の年齢の、足切りという言葉は余りよくないですけれども、10歳以上を対象にする事業にして、昨年先生方の反省から、プレイスメントテストといいたいましょうか、クラス分けの、あるレベルに合わせた形でクラス分けをしておおうと。では、10歳以下はどうするのかという話がありましたので、例えば日本のアニメのビデオを持って行って、日本語のそのままで見せて、絵を見せておおうという、講師派遣事業とちょっと形が変わった、何かイベント性を持たせたものをやってみようという、今ちょうど択捉と色丹でやっています。その結果はまだ帰ってまいりませんので、いずれ聞かせてもらおうかなと思っていますけど。

○上野分科会長 これ、受講している側の地元のロシア人側の目的というか、人さまざまなんだろうけれども、つまり、面白そうだからちょっとという冷やかしか程度の人から、本格的に学ぶための1つの最初の足掛かりというかステップと考えている人もいるでしょうが、全体としてどんな感じなんですかね。

○岩崎事務局長 いろいろですね。先生方に聞くと、日本に行きたいとか、例えばお仕事で使いたいとか。それから、レベルアップの話は、先ほどちょっと申し上げましたが、ちょっと高いのは、北海道で受入の中でやっていますので、そちらに行って交流したいと。最近では、本格的な留学を考えてくれという要望もどうもあるようですから。

○上野分科会長 受講者は若い人が多いんですか。

○岩崎事務局長 年齢層はいろいろだと思います。

○井上理事長 非常にばらばらで需要もたくさんだと思いますが、一貫して人気は高いです。不思議なほど関心を持ってきていますね。

行ってもらう先生たちも、1カ月に1遍だけですので、自分たちの職業もあるので、大体、転職の間とか、大学に入る卒業の真ん中とかという人に行ってもらえることが多いので継続することは非常に少ないんですけども、一貫して行っている先生は少ないんですが、ただ、一回一回非常にいい先生に入ってきてもらっています。やはり熱心に取り組んでもらって、大体これ、目的はどこに設定したらいいのか。語学として教えるということは環境としては無理だし、単なる日本紹介、ましてや北方領土問題のプロパガンダだったら自分たちは行きたくないしというようなことの議論をしながら、先生たちの方も、向こうに行ってからいろいろな議論をして。だから、多様なことがあって一つに整理していくのはなかなか難しい。ただ、一貫して向こう側が熱心だということは事実ですし、そういう意味でいきますと、先ほどから説明していますように、去年ちょっとしたアンケートというか現地調査を先生たちにしてもらって、それを踏まえて改善していきたい。

大きなテーマは、通年での学習環境をどう提供できるかということだと思います。今年は、持っていったと思いますけれども、日本語の習得キットを、本ですが、向こうへ何セットか置いてきた。熱心な人たちは、それをもとにして自習ができる。

それから、要望としては、インターネット環境もそろそろ4島で実用的になってきたので、それを利用したオンラインでの通年学習環境を提供してくれないかというような話もあります。ただ、これは受ける方が結構しっかりやらないとだめなものですから、まだ現実化していません。

そんなことで、10年たつんですが、いろいろな意味でのトライの過程だと御理解いただくのが一番正しいかと思います。

○渡辺委員 日本語教育で、地元の行政担当者は、4島返還しない方への動きとかベクトルがこここのところだんだん強まっているわけですね。強めていると言うと変だけれども、ロシアのモスクワの方のいろいろな意向を受けながら。そういう中で、一方では日本語をもっと勉強しなさいよというのは、何となく変だなとか奇妙だなとか、そういう現象が何で起きているんだろうということなんだと思うんです。だから、一方では、島民の中の若者たちが、将来、日本をビジネスの対象としても当然考えられるのではないとか、一方ではそういう非常に現実的な将来をある程度見ていて、ほかに何語がやれるかというのは知りませんが、英語をやっているのか、フランス語をやっているのか、ドイツ語をやっているのか知りませんが、そういう何か島民の学習意欲みたいなものが一方ではあるのかなと。

そうすると、そういうものがだんだん膨らんでいけば、一方では双方の理解に勿論なるわけだし、ある意味では、行政府の人たち、今はビザなし交流をしているわけですが、またそれと違った別の日本に対する意識みたいなものを持つのではないかと思うんです。だから、その辺の、こちら側のそういう先生を通じたいろいろな分析とかそういうものを更に進められるのもいいのではないかと僕は思うんですけどね。

○井上理事長 御存じのとおり、サハリンの大学とか沿海州の大学で日本語学科はほとんどありますよね。かなり人気の高い学科だと。それはやはり就職がいいんだろうと思いますね。ですから、これの現地日本語講習会の卒業生で、沿海州かサハリン州かの大学の日本語学科へ行って、日本語を職業の中心にしたいという人も1人か2人いるみたいです。

だから、そういう意味でいくと、日本に還るか還らないかという判断軸と、日本語を学ぶかというのは、必ずしもパラになっていないというか、余り関係ないかもしれません。だから、行政府の中堅幹部も、この中の生徒である人がかなりいるんですよ。それから、幹部であればあるだけ、今後の4島の社会経済を考えていくときに、日本と、特に周辺の日本との関係をどう考えていくか。その点については、返還ということよりも、地域間の交流・交通という形で積極的に考えるべきではないかという意見の人はかなりいますね。

ですから、日本語学習への熱意というか方向と、返還というか今後の領土の帰趨というものは、あるとしても、極めて複雑な、いろいろなものの組み合わせだと思えます。

○渡辺委員 ただ、これは上野先生の御専門だろうと思いますけれども、例えば日本でもいろいろな調査があって、言語をやる場合の調査があって、その国に対して余りいい印象を持っていないと、そう思っている人は、その国の言葉を学ぼうとは余りしないんですよ。普通は、一般的に言うとそういう傾向がある。ごく特殊な人はやるかもしれないけれども、一般的にそうだと思うんですよ。そういう意味からすると、若い人たちにそういうものがあるというのは、一体これはどういうことなんだろうかというのは、やはりそれは先生方のいろいろな経験がある程度積極的にこちらでもくみ上げて、そしてそれを生かせれば、何かまた別な意味での交流の手だてになるかもしれませんし、何か大きな芽を含んでいるかもしれませんしね。

○井上理事長 やはりビザなしの成果ではないの。

○上野分科会長 ロシア全体で日本に対する好感度は高いですけどね。ロシア側の一方的な片思いですよ。日本の対ロ意識は伝統的に悪いですけども、向こう側の対日意識はそんなに悪くないです。それに、多分あとは、向こうが今、経済状況がよくなってきて、文化的に今、日本ブームというのが起きてい

るかもしれないですね。

これの関連で、例えば向こうの学校に対する日本語教育のサポートとか、それはやはり本来業務とは違うという話ですか。

○井上理事長 北対協の事業としてですか。

○上野分科会長 はい。

○井上理事長 そうというのは、ビザなしの範疇を超えていると思いますね。

○上野分科会長 わかりました。

次のことなのですが、12ページのところに、実績のところでもっとわからないことがあるんです。わからないというか、想像はできるんですが、12ページの下(2)のところに北方領土問題等の調査研究の実績のところに、「ロシアの内政・外交の最新状況、返還運動の現状・課題等について共通理解・認識を持った上で講師として臨んでもらう」ということが書いてあるんですが、これは、私の考えでは、人によってロシアの内政とか外交について見方に結構ばらつきがあるのではないかという気がするんですが、この共通理解・認識というのは、どういうことなんですか。やはり一つの評価みたいなものをその場で議論をするということなんでしょうか。

○井上理事長 ちょっと表現がこれ確かに強過ぎまして、実際に集まっていたいて、そのときにお話ししたのは、外交場面における最新の状況、それは外交当局から、そういうようなことで、行くに際して、必要最小限共通認識とすべきもの、ミニマムの共通化です。勿論、派遣して行っていただく先生たちの個人の識見で話していただくということは当然の前提ですという説明をしております。ですから、ちょっとこれ、文字面だけだときつくなり過ぎているかもしれないですね。実態はそういうことで理解していただいているところです。

○渡辺委員 私の方からよろしいですか。11ページの北方四島在住ロシア人の受入というのがありますよね。ビザなし交流で何年間もロシア人を受け入れてきているわけです。島民というのは大体、子どもも入れて1万4,000人いるのですが、そのうち、こちらに来る人は、1回目とか、2回目とかの訪問者もいれば、あるいは体の調子が悪くて全然来れないという人もいると思うんです。もう日本に来るのに慣れてしまっている人も中にいるわけだし、ロシア人側からいろいろな注文があって、受け入れ側として困ったなというケースもあるみたいです。要するにビザなし交流のワクを乗り越えて買い物に来ているという人もいるかもしれないし、また、彼らとの本来の基本的な人的交流といったようなものも一応やるんだけれども、何かそれも繰り返し繰り返しやっているものだから、初期にあったような非常に新鮮な島民との、あるいは受入先との交流というようなものが少し変わってきているのではないかと僕は推測するんです。

正直なところ、その辺はどんなあんばいになっているのかなというのがちょっと気になったものですからね。

○井上理事長 幾つかの項目があったと思うんですが、1つは、リピーターがどのくらいいるか。特定の間人だけが繰り返して来ていて広がりがないのではないかという御懸念的なものがあるかと思いますが、これは前から、できるだけ幅広い人たちに参加してほしいという要望を出しては来て、チェックといひますか、1つのメルクマールとしては、1訪問団70名前後ですが、リピーターが何人いるか、これは思ったほど多くはありません。そういう意味では、かなりまじめに向こうの受入の組織が、できるだけ幅広い人たちから参加を求めるといふことをやってもらっていると思ひます。

ただ、1つは、世話役的な人については、これは当然、リピーターが入って来ていますし、むしろこういう人がいないときちんとした交流もできないので、これは容認といふか、当然の要素として入れるべきだろうと。

それから、もう一つは、これは向こう側の事情ですが、個人負担がかなりの水準であるので、それが事実上妨げているところはあると思ひます。したがって、1万4,000人のうちの経験者が何%ぐらいになっているか。これまで6,500人の在島ロシア人が来ていて、何%になっているかといふと、半分には到底行っていないことは事実ですね。ただ、頭で考えられるほど狭い範囲内で交流が進んでいるといふことではないと思ひます。

○渡辺委員 例えは、では、今年また受け入れようといふ場合、事前に準備しますよね。その場合に、もう向こうの方では、次に行きたいとかと手を上げる人がいっぱいいて、すぐ、では、今度は択捉島のこの地区の人を受け入れようとか、そういうふうには比較的簡単なんですか、それとも、やはりいろいろ選別したりする作業って、結構手間暇かかったりするものですか。

○井上理事長 選別作業はうちは全然やっていないので、島側でやっている。

○渡辺委員 その辺は何か、そうすると、こっちが催促しなくても、向こうからばんばん人が来ると。

○井上理事長 そうです。ですから、向こうは、むしろ島内で苦勞しているのは、公平性とか、中で文句が出ない、あるいは全体のキャパが少ないので、行けない人に対してどういふ慰めをするかといふことが問題だと思ひますね。来る人が少なくて困っているといふようなことは、余り聞きません。

○岩崎事務局長 逆に言ひますと、いろいろな分野ごとで受け入れてくれといふ要望が毎年出ています。例えは、医者との関係であるとか、地方行政とか。だから、北海道もやっているんですけれども。あるいは、今年悩んだのは子どもたちです。冬場にアイスホッケーをやらせてくれと。

○渡辺委員 そうですか。

○井上理事長 これは北海道がどう答えを出すのか、冬に少年アイスホッケーチームを派遣するから、是非北海道でやりたいと。できれば面白いと思うんですけど。

○上野分科会長 ほかに何か御質問ありますか。

○大隈委員 幾つかあるんですけども、まず7ページのところに北方領土ゼミナールというのが出てきたと思うんですが、こちら、報告書の方を拝見しますと、全国の大学生等56名ということになっているんですが、これはどのようにして募集をかけて、どういったところから御参加されて、大体予定としては何名ぐらいかなというのはおありになるのでしょうか。

○井上理事長 募集は2通りになっていまして、一つは、47都道府県民会議、この経路で県民会議から推薦してもらうコース。もう一つは、大学のロシア語であるとか、ロシア関係の研究とかという学校の先生たちとのコンタクトで、推薦していただく学生がいれば出してくださいという形で推薦してもらっています。

○大隈委員 わかりました。

次に、ちょっと全然違うんですけども、貸付業務のことについて幾つか教えていただきたいんですが、15ページのところに、今回、②のところの経営資金、運営資金の融資限度引き上げとありましたが、これは、今までの幾ら、どういうふうになっているんですか。

○飛山札幌事務所長 経営資金、運転資金は現在、個人向けは400万円でございます。これを今、せめて倍ぐらいにはしたいなと思っているんですけども、それは検討中で、これからの概算要求の中に向けて、その辺を詰めてまいりたいと考えております。

○大隈委員 それから、次の16ページなんですけれども、ここで貸付が、直接貸付と転貸と委託とあると思うんですが、一番あるのはやはり直接なんですね。

○飛山札幌事務所長 ええ、件数で多いのは直接貸付ということでございます。

○飛山札幌事務所長 金額的には、一番小さく1億円ぐらいとなります。

○大隈委員 人数が一番多くて、少額が多数あるという感じになるんですか。

○飛山札幌事務所長 はい、そうでございます。

○大隈委員 そうするとこちらに、法人さんにとってと、あと借りられる方にとってのメリット、デメリット、そこの3つはどういうふうにされるものなんですか。

○飛山札幌事務所長 この扱いですか。

○大隈委員 はい。

○飛山札幌事務所長 委託、転貸につきましては、やはり事業資金というのは

金額的にも張ってございます、大きくなってございます。最高、限度額3,000万円でございますけれども。それから、担保を取るとか、そういう信用調査について、一応、委託と転貸というのでやらせていただいております。これは、業務補償の中でそういうふうに行けるとうたわれておりました、そういうことでやらせていただいております。

あと、小さな金額につきましては、生活関連につきましては、私ども直扱いということでやらせていただいております。

○大隈委員 それとちょっと関連するんですけれども、事業資金、生活資金とかいろいろあると思うんですが、そのときに、不良債権になる確率が高いのはどういうふうになりますか。

○飛山札幌事務所長 転貸、委託というのは、ほとんど回収率も、転貸であれば100%、それから委託であれば99%恐らく回収率が約定に対しましてなっているんですが、やはり問題は、直扱いの更生資金・生活資金というリスクの高い資金がございまして。立ち上がり資金とかという、本当の生活維持資金を貸してくれとか、そういうものはどうしてもリスクが高くなるものですから、こういう資金については、やはりリスク債権の方も大きくなってございます。

あと、一部住宅改良資金もございまして。

○大隈委員 住宅改良の場合は直接貸付ですね。

○飛山札幌事務所長 これは、委託もございましてし転貸もございまして。金額が小さいものについては直貸しでやらせていただいております。

○大隈委員 どうもありがとうございます。

○小町谷委員 13ページの研修と交流会のところなんですけれども、これは、4回計画して、実施されているんですが、この御出席者というのは常時違う方が来ておられるんですか。どんな方が出席されているのでしょうか。いつも同じ方が来ておられるのか。

○井上理事長 いや、同じではありません。実を言うと、これは、墓参というのがあるんです。元島民たちの墓参り。この事業自体は北海道庁がやられている事業ですけれども、そこには、当然、元島民が参加されるわけですね。そこで集まってきた機会をとらえて研修をやるということですので、毎回毎回基本的には違うし、重複している方も当然出てくることもあります。そういう仕組みになっています。

○小町谷委員 あと、評価をするときにすごく難しいのは、計画どおりに実施できたかとか、そういうことは評価しやすいんですけれども、一番難しいのは、有意義な内容なのかとか、効果的だったのかという評価が抽象的になるところが難しいんですが、ちょっとこの報告書を見ても、項目別の評価表を見ても、ちょっと内容が抽象的でわかりにくいところが幾つかありまして、9ページの

一番上のところですが、この教育者会議の全国会議のところ、有意義な内容であったかというのが、何となくこれだけでは非常に評価しにくいというのが1点ありまして。

あと、同じようなところで、10ページの真ん中の訪問事業のところと、11ページの受入事業のところ、あと13ページの研修・交流会が効果的だったかというところ、あと13ページの研修・交流会が効果的だったか、この4つぐらいが、報告書を見ても、実績のところを読ませていただいても、ちょっと抽象的だと思うんです。もう少し詳しくいただくとありがたいんですが。

○岩崎事務局長 先生、それはどんなアンケートを出しているかということですか。

○小町谷委員 そうです。そういうことをもう少し具体的に言っていたけると。

○岩崎事務局長 そうですか。それは、まとめた形でお送りすればいい感じになりますか。どんなものを行っているのか。

○小町谷委員 例えばここに、9ページのところですけれども、この実績のところ、書かれていることが、これはアンケートの中から抜粋してこう書かれたのか、どういうふうな形でこの有意義ということをお説明なさっているのか、いま一つよくわからないんです。

○岩崎事務局長 まさに参加者に対してアンケートを取っていますので、その大変有意義だった、有意義だった、有意義でない、どちらとも言えないという回答に○をつけていただくような方式です。

○小町谷委員 そうなんですけれども、有意義だったというのは。

○岩崎事務局長 それの内容ということですよ。

○小町谷委員 そうです。それは、私もよく研究に出ると必ずアンケートを書くことにしているんですけれども、特別そのときに、ちょっと今回のはいまいちだったなと思ったら別ですけれども、大体有意義だということに○をつけるんですよ。人の心理ですからそういうものだと思うんですが、特に注記されたことで具体的なものがおありだったかとか、そういうことなんですけれども。

○岩崎事務局長 例えば、たまたまこう見っていますが、報告書でいきますと55ページぐらいに、青少年の現地研修のものがあるんですけれども、「研修会に参加して領土問題の重大さがよくわかった」とか、全部の意見ではありませんが、代表的なものを。

○渡辺委員 70%以上は「大変有意義だった」ですね。

○岩崎事務局長 そういうような数字でありますとか、先ほどちょっとゼミの関係で出ましたが、56ページですと、「現地（根室）に来て身近に感じた」とか、「元島民の体験談が一番印象的だった」というような意見も合わせて回答

欄に記載になっている。お答えとしては、こんなイメージでよろしいですか。ほかに、もうちょっとそうではなくてと。

○井上理事長 今回の御指摘の中では、必ずしもアンケートにないものもあるんですよね。

○小町谷委員 そうなんです。例えば、63ページはそうだったのかなと思いついて。ちょっと、これは特によくわからなかったんですね。どこを有意義と評価すればいいのか。

○井上理事長 これは大変熱意のこもったいい会議でした。結果的に言いますと。ただ、やはり成果の発表会、意見の交換会ですので、それ以上のことというのは説明するのなかなか難しいんですよ。どういうふうにしたら判断を共有してもらえるかですが。

○小町谷委員 これは、今年度初めてだったのではないですよ。

○井上理事長 ではありません。3回目。

○小町谷委員 そうすると、今年度、ずっとでもないでしょうけれども、前年度と比較して、今年度こういうことがあったということなのか、あるいは参加者が全然違うので、前年度と同じく、今年度も大体同じことをやったけれどもということなのか、そういうところをちょっと御説明いただけると。

○井上理事長 それは、何か資料的なもので出した方が。

○小町谷委員 いえ、そうではなくて、御説明で全然構いません。資料を特に出していただく必要はないんですけれども。

○井上理事長 そうですか。

基本的なこの目的は、教育者会議と言っていますが、実は、各県において、構成、規模、目的、活動、かなりばらばらなんですね。それで、できたけれども、何をやっていいかわからないというのも、実は、正直言うとないわけではないわけです。ある県は、あるいはある層は非常に活発にやっている。その辺の差を、できるだけプラスの方をマイナスの方に分けていくという刺激、チャンスが年に1回は必要だろうというのが、これのもともとの目的です。

そういう意味でいきますと、ある意味では、落差が大きければ大きいだけ、会議としては成果が上がるということになるのかもしれませんが、今回は、報告してもらった京都府とか、こういうところから、非常に熱意こもった報告があったものですから、それを受けた人たちも、非常に自分たちの今後の活動に役に立つものとして受け入れたところが多かったと思います。

また、前回は、1時間ばかり大臣が出たんです。ですから、前回は、大臣が出たこと自体で、先生たちの熱意が高まりまして、それ自体非常に効果が大きかったんです。そこで、具体的に成果としては、文部科学省も出ていたものですから、先生たちが一番苦労しているのは、こういう会議に出るときに出張扱

いにしてくれない。自分で休暇を取って出てこないと言われてない。そこが何とかならないかという話が出まして、大臣は、「文部科学省やってくれますよね」と言ったら、この4月に、ちょっと複雑な文書なんですけれども、文部科学省の担当課長から、全県、全市町村の教育委員会あてに文書が出た。これで活動がしやすくなった、ベースができた。

今年はそういうドラマチックなことはなかったんですが、大臣がいない分だけ、中での議論はかなり多様で、熱意のこもったものがたくさんあったと思います。

○小町谷委員 あと、11ページの受入事業なんですけれども、これは、どういう御感想の方が多いんでしょうか。多分、芸術鑑賞とかそういうことは非常に楽しいでしょうし面白いんだと思うんですけれども、特にどういうところが有意義だったと皆さん思われるのか。いろいろなところに行かれていますみたいなので、いろいろなことをされているようなので。

○岩崎事務局長 例えば、19年度、京都で青少年を受け入れたんですが、やはり一番印象が強かったのは同年代の交流ですね。学校を訪問して、中学生と高校生に分かれて交流してもらったんですが、ほんの短い時間であっても、それが物すごく印象が強い。次は、ホームステイはやっていませんので、ホームビジットとって家庭訪問ですね、幾つかのグループに分かれて。それが印象が強かった。その次ぐらいに、実はYKKだったかな、ファスナーの工場を見せたんですね。ああいう最新技術が物すごく勉強になったと。

それから、大人たちは、むしろ最新の技術だったですか、富山でやったんですけれども、やはりそういう工場見学がよかった。あとはホームビジット。

○間瀬専務理事 YKKは富山での訪問ですね。

○岩崎事務局長 YKKは富山で訪問しております。

京都は、子どもたちは、今、京都市が力を入れている伝統文化とって、舞子さんであるとか、舞であるとか何とかというのがあるとは思いますが、そこに行ったのが強かったという印象がありますね。

それから、大人たちも、やはりホームビジットであるとか、工場であるとかというところでしょうか。

○小町谷委員 対話集会についてですが、これは少人数で忌憚のない意見交換を目的としてというのがあるとは思いますが、具体的にどんな意見交換をされているんですか。

○岩崎事務局長 受け入れますと、大人のグループなんですけれども、10人ぐらいずつ幾つかのグループに分けて、それで対話集会をやってもらうんですね。例えば、富山の印象はどうですかと。必ずその核になるのは領土問題になるわけですよ。こっちから島を訪問しますと、私なんかも去年経験させていただく

と、ほとんど余り集まってこない。だけど、受け入れてしまいますと、彼らは逃げられませんよね。だから、ある意味、義務感を持って多分来るんだと思うんですけども、その以前はわかりませんが、結構議論がかみ合うという状況になっていますね。だから、それなりに、ある意味、対話集会をやるのでという準備をされて来ているのではないかなと。ただ、余りやりたくないというのが本音かもわかりません。結構議論はかみ合っていました。

○小町谷委員　そうですか。わかりました。

○井上理事長　今、受入は、京都に行った後に現地の新聞がかなり大きく取り上げていますので、今それをお持ちします。確かにそんな資料があった方が、評価する方からするとわかりやすいかと思しますので。

○小町谷委員　何かビジュアル的にはわかりやすいので。

○岩崎事務局長　それから、先ほど大隈先生からゼミナールの人数のお尋ねがありましたけれども、19年度は52名か53名です。大体そんなぐらいの人数で、県民会議にお願いして、各ブロックで6名ずつ枠を与えて出してもらおう。ですから、そこが36名ぐらいになりますね。それに、あと私ども協会が、先ほどちょっと理事長から申し上げましたが、ロシア語あるいはロシアの関係のゼミを持っておられる大学の先生にお願いして、大体先生1人に2人か3人ぐらいずつ出していただく。10名ぐらいの先生にお願いするのかな。年によって違いますけれども。それで、全体で集まるのが50名前後になる。

○大隈委員　やはり計画で50名ぐらいでという感じですね。わかりました。ありがとうございます。

○上野分科会長　受入事業については、いつぞやも私申し上げたんですけども、やはりロシア側の反応がもう少し具体的にわかるといいなと思うんですよね。

○岩崎事務局長　前回先生から、これもちょっと別の指摘の資料か何かにもまとめているんですけども、意識をしまして、今年は4月に行いました代表者間協議というのを毎年やっているんですが、その中での要望事項できっちり押さえる。それから、必ず記者会見を帰るときにやりますので、そこでの聴取というんでしょうか、それが取れる。どんな反応をして事業を終えていくのか、そういうものを少しまとめていくのかなという気がしています。

○上野分科会長　ほかに御質問ございますか。

それでは、大分今ので時間がかかりましたが、続きまして、前中期目標終了時の事業報告について説明していただきたいと思います。

○岩崎事務局長　それでは、お手元の資料の7というものであります。ちょっと大部にわたりますけれども、第1期が終わりまして、通則法の33条で、この1期のまとめをするという義務を帯びております。それに基づきました報告書

でございます。

平成15年10月からの独立行政法人の立ち上げでありますので、19年度いっぱいちょうど4年半の実績を持つことになっております。先ほど理事長からも総括的にお話をさせていただいたところではありますが、ちょっと目次をごらんいただきたいと思います。報告書のつくり方といたしまして、第一章で法人の概要、目的でありますとか、業務の内容、沿革、根拠法等々、組織図まで入れてこれらをまとめていくというのが、5ページまでわたっております。

その後、第二章として6ページ以降、これはちょっと大部にわたりますが、中期期間の業務実績をそれぞれ年度ごと、あるいは表形式でまとめていくというものでございます。

第三章が、この期間の財務の状況を経年変化とともにまとめていくというものでございます。

御説明は、第一章はちょっと省かせていただきまして、6ページ以降の業務実績の概要というところから申し上げさせていただきます。

中期計画におきましては、もう既に申し上げておりますが、2つの柱を設定してまとめておりますが、1つは、業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置が1点、それから国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置、この2つの柱を立てまして、1つは、効率化の措置はどのようなものをこの期間にやったのかということをもとめております。

効率化の措置といたしましては、6ページにまとめましたが、一般管理費について、中期計画期間最終年度の平成19年度において、この経費の総額を独法になる以前の年度に対して13%削減する。業務経費につきましては、毎年比1%の業務の経費を節約するという計画を立てたところでありまして、これも15年度の際に申し上げましたが、業務マニュアルの活用でありますとか、業務上のいろいろな節約を行い、また、関係者に対する節約を呼びかけたことによつて、目標を上回る削減が達成できたのではないかとまとめております。

それから、業務遂行の目標達成ということに対しましては、返還運動推進のために各団体等が実施する各種大会であります。これに対する支援でありますとか、青少年教育関係者に対する啓発の実施、あるいはインターネットなどを活用した情報を提供する、それからビザなし交流であります。交流事業の充実と実施、それから元島民を対象とする融資業務、あるいは必要な援護、これらの取組みが、この期間の目標に即して成果を上げたかどうかということでありましたが、それぞれ成果を上げたということを記述させていただいております。

6ページから18ページまで各年度のまとめをさせていただいております。ち

よっと長くなりますので、各年度の主な点だけ申し上げさせていただきます。

平成15年度におきましては、半年間でありましたけれども、最初の年ということもあり、独立行政法人として各種事業の効率化あるいは、何回も申し上げて恐縮ですが経費の節約、これらについて強く求められるということから、平成16年度以降の体制の見直しに重点を置いたこと。2つ目は、ビザなし交流の実施主体でありました運動団体から、当協会が直轄し実施するというようにしたこと。それから、返還要求運動が青少年の啓発あるいは後継者育成ということをも最重点課題として進めていくべきという観点から、教育現場における北方領土教育の充実を図るための北方領土教育者会議を新たに立ち上げたというのが15年度のトピックではないかと考えております。

平成16年度、9ページであります。各種業務は15年度に引き続き計画どおり実施されたのではないかとまとめております。また、独法としての実質的な初年度でもありますので、15年度後半ではありましたけれども、検討内容を踏まえて多様化あるいは柔軟な対応ができるような組織体制のあり方を検討するというのが、16年度のテーマではなかったのかなと記述いたしております。

11ページであります。平成17年度であります。ちょうどこの年は「日魯通好条約」の150周年に当たる年でもありました。また、戦後60年という節目の年ということから、2つの特別事業を実施させていただいております。1つは、日魯通好条約が締結された静岡県下田におきます、「下田特別事業」と言っておりますが、これを開催したこと。それから、私どもの北方館がごぞいます納沙布岬でございますが、「祈りの火」というのが燃えておりますが、これを分火して全国に燃やす、そして一斉に返還運動を展開していただく「祈りの火特別事業」というものを実施したというのを特記いたしております。

平成18年度であります。14ページになります。この年には、啓発事業の特別事業といたしまして、毎年2月、8月が領土返還運動強調月間になっておりますが、都道府県民会議、全国の統一事業として「啓発懸垂幕」を一斉に掲げる特別事業を実施させていただいたというのが一つ大きな事業であるということだと思います。2つ目は、青少年関係事業として、先ほど来申し上げておりますが、大学生を対象にした「北方領土問題学生研究会」を18年度新たに設置したこと。それから、交流事業におきましては、これまでの訪問の形、例年行っております短期間といいますが、3日か4日ぐらいの訪問になってしましますが、18年度は、特別事業として、少人数によって比較的長く、長期の島内生活の体験、あるいはより親密な対話交流を目的にした「長期少人数訪問」ということを実施したこと。それから、融資事業におきましては、いわゆるリスク管理の縮減に努めてきたところではありますが、17年度末以下に抑制するという目標をここで達成したというトピック的なものとして書かせていただいております。

ます。

平成19年度であります、16ページでありますけれども、1期の最終年度でありました。組織・業務の見直しという課題も持っておりましたので、経費の節減ということで東京事務所を移転させていただいて一般管理費を節約できたということ。2つ目は、調査研究業務の見直しでありますけれども、これも、見直し方針に基づいたものを19年度に実施した。それから、融資の関係でも、既に御説明いたしました、本年4月施行の貸付対象の拡大という内容を盛った法改正の実施をしたということだと思っております。

その後、20ページから45ページまでは、各年度の項目別・目標別にやや比較をするような表としてお示しいたしております。御参考までにごらんいただきたいと思っております。

それから、途中の18ページを恐縮ですがごらんいただきますと、目標期間における人事に関する計画の実績のまとめでございます。

これも主な点を申し上げますと、平成15年度におきましては、これまでの特殊法人から独立行政法人へ移行するということを念頭に置いて、柔軟でフラットの組織を構築する検討をした。そして、一般勘定と貸付勘定でありますけれども、両勘定における人員の弾力的な運用を行う人員配置も行った。

平成16年度は、引き続き、業務の遂行体制を検討していった。

平成17年度には、この検討を踏まえて、フラット制スタッフ制を導入した。

平成18年度には、これらを踏まえた適材適所の人員の配置を行っております。

平成19年度におきましては、それに加えて職員の質の向上を目指した各種研修会に積極的に参加したということをもとめさせていただいたところでございます。

それから、46ページ以降の第三章であります、財務の状況ということで、4年6カ月間の財務の状況を取りまとめさせていただいております。

第1番目が、この期間における予算の執行であります。主な点を申し上げますと、4年6カ月全体を見ますと、次世代を担う青少年に領土返還運動を確実に継承するための後継者育成を重点課題とし、これを実現するため、北方領土問題教育者会議、あるいは北方領土問題学生研究会など、青少年あるいは教育者に対する新たな啓発事業を立ち上げたこと。それに伴う増額はありましたけれども、業務の運営の効率化に関する事項として、人件費を除く管理費の削減でありますとか、事業期間中の事業費の削減でありますとか、期間中の目的は、それなりに達成できたのではないかとということを書かせていただいております。

このような厳しい限られた予算の中ではありましたけれども、国民世論の啓発あるいは調査研究業務の見直しがありました、また、島民に対する援護・

融資事業、中期目標、計画にのっとりながら、この期間業務を遂行できたということを記述させていただいております。

次に、期間の予算と決算の比較であります。これも簡単に申し上げますが、当初見込んだ中期計画予算と4年半の決算額の比較といたしましては、46ページの表にございますけれども、収入で4,000万円の減、支出で1億4,400万円の減となっております。収入の状況は48ページにございますが、その表だけ御紹介しますと、当初見込みの中期目標期間、一番右の方のまとめの欄であります。42億5,100万円に對しまして42億1,100万円の決算、4,000万円の減。これは、一般勘定において受託の収入が2億7,500万円増いたしましたのと、更に、先ほど平成17年度の特別事業を2つ申し上げましたが、ここで予算の増4,700万円がありましたので、合わせまして3億3,200万円の増となったところでございます。

49ページからは貸付勘定になりますが、長期借入金の減少でありますとか利率の低下によります借入金利息の減少がある、あるいは貸付等々の引倒繰入の不用があったもの、予備費の未使用があったものという理由から、補助金収入が3億1,700万円減になったということも影響したということではあります。これらの差し引きから法人全体の合計では4,000万円の減を示したものでございます。

次に、支出の状況であります。51ページをごらんいただきたいと思っております。これも右端の方に中期目標期間ということでまとめておりますが、当初見込みの計画予算42億5,000万円に對しまして決算額で41億700万円であります。1億4,400万円の減であります。この中身であります。一般勘定で新規増はありましたけれども、給与改定、人的交流の給与額の減が主な理由ではないかと考えております。

貸付勘定におきましても、52ページになりますが3億6,300万円の減ということを示しております。これら含めて全体で1億4,400万円の減になったのではないかと分析させていただいたところでございます。

その他、53ページ以降、収支計画、資金計画、実績であります。こちらは説明を省略させていただきます。御参考にごらんいただければと思っております。

以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

今の御説明について御質問ございましたらお願いします。

○渡辺委員 これは非常に難しいというか、私自身の感想にもなるんですけれども、全体的に国の縮小均衡という流れの中で、いろいろな人的な削減だとか予算の削減だとかという視点から見ると、着実にそれを実行に移したということになって、それは評価ということになるんだけれども、もう一つ別の、やは

り北方領土返還のための運動という視点から見ると、これでいいのかなという感じを持つわけですよ。本当はもっとやるべきことがいっぱいあって、やらなくてはいけないのに、一律横並びで、ここ全部あるからというのでこういうふうにするわけで、ですから、財政のいろいろな視点から見れば全くこれは満点だということになってしまうんだけど、立場を変えると、これはちょっと。しょうがない一つの矛盾点として僕も感じてはいるんです。そういう思いがあるものだから、それでこの中間期の評価をするというのは、何となく心の中にわだかまりがないわけでもないんですよ。

皆さん方の御苦勞は非常によくわかるわけで、だから、そういう点が難しいなという一つの感想なんですけれどもね。

○上野分科会長 そうですね。

しかし、この評価委員会の目的は、そういう中身のことでないですよ。だから、定められた目標を達成しているかどうかということだけをチェックしていく以外にはないので、いろいろあることはあるんですが、そういうところで御判断いただくしかないと思うんですね。

何か御質問等ございますか。

○井上理事長 ちょっとよろしいですか。

先ほどの小町谷先生の関係で、京都に行ったときの現地の新聞がありますので、ちょっと配らせていただいてよろしいですか。

○上野分科会長 はい。

[資料配付]

○上野分科会長 それでちょっと、もう2時間もやっていますから、ちょっと休憩を入れますか、続けますか。

○小町谷委員 どちらでも結構です。会議の長いのは慣れていきますから。

○上野分科会長 そうですか。

○渡辺委員 ペースは、何か長引いている感じなんですか。

○上野分科会長 そうでもないと思いますが、あと、でも1時間ぐらいはかかるかもしれないですよ。

○渡辺委員 余計なことは言わないようにして。

○上野分科会長 いや、そういうことは。ここで明らかにすべき点は明らかにしておいた方がいいと思うんですが。後から、勿論自宅に帰って、書類をゆっくり拝見して、それで個別質問ということはあるんですが、やはり質問をここで共有したいこともありますから、なるべくここで出した方がいいと思いますので。

では、よろしゅうございますか。続けます。

それでは、次に、「独立行政法人整理合理化計画」等への対応について、北

対協と事務局の方から御説明いただきたいと思います。評価委員会は、この整理合理化計画を踏まえて評価するというようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○岩崎事務局長 では、お手元の資料11から14までを使いまして、行政法人整理合理化計画等への対応ということで御説明させていただきます。資料11であります。ごらんいただければと思います。

まず、1ページで「各法人対応」というところではありますが、これは、行政法人の見直しに関して講ずべき横断的措置の中の法人の効率化に関するもので、いろいろな記号がありますが、お手持ちに参考資料2というものが配られていると思います。抜粋の2ページ以降のものでございます。順次、御説明しながら申し上げます。

まず1つは、随意契約の関係、見直しの計画の実施状況であります。

合理化計画の中では、随契のできる限度額の基準を国と同額の基準に設定する、一般競争などに移行するというのが計画でございました。

これに対しまして、当協会の状況であります、恐縮ですが資料12をごらんいただきたいと思います。ここに、平成19年度におきます一定金額以上の数字、姿を表した表が1枚ございます。

2枚目をごらんいただきたいと思います。ここに番号が1から5までございます。このうち、いわゆる随意契約で行いましたのが3番と5番であります。これは、どういう事業だったのかということではありますが、たびたび外交案件でありましてと申し上げておりますが、平成18年度の状況につきまして申し上げた際にも、外務省の委託業務であります、受入業務ということで、北方四島在住のロシア人を受け入れる事業、その右の方をごらんいただきますと、随契とした理由というものがございます。日ロ両政府の合意を得ない状況ではなかなか公表しにくいという案件でありました。平成18年度の見直しの際にも申し上げましたが、20年度からは、外務省の了解も得られましたので、備考の欄の◎になっておりますが、これは、平成20年度以降、一般競争等に移行するものということで印をつけてございます。したがって、3番と5番は、平成20年度は既に、1件でありましたけれども、一般競争入札を実施したものでございます。これは、20年度以降はなくなる案件でございます。

次の2ページ目をごらんいただきたいと思います。ここで随意契約が実は4本ございます。6番、8番、9番、10番であります。去年は、私どもの東京事務所が移転したという関係がございまして、6番、8番、9番、大家さんとの賃貸契約の中で、退去するときの原状回復工事あるいは入居する際の必要な工事は、大家が決めた業者と契約するというのが賃貸契約の条項の中に入っております。したがって、19年度限りの措置であります、6番と9番は必要

な工事を行ったというものでございます。8番は、これも賃貸契約の中に、月額でありますけれども、事務所内の清掃事業であります。月額8万6,000円あります。12カ月積み上げますと100万円をオーバーいたしますので、本来でありますと競争入札にかけないといけない金額になりますが、ただいま申し上げましたとおり、競争不存在という会計法の条項がございますが、既に賃貸契約の中で縛られた契約ということで、これは継続をするのかなど。ただ、金額はちょっと21年度以降下がる可能性もありますので、随契約の形では、これはある意味残るのかなど。

それから、10番であります。これも、本年4月実施の元居住者の融資対象の枠を広げた際の必要な事業でありました。個人情報扱うものでありまして、なかなか公表して競争入札にかけると条件が難しかったこと、それから、ちょっと法改正、法準備のための時間が短かったので競争入札にかけられませんでしたので、やむなく19年度のみ措置として随契約をさせていただいたところでございます。

したがって、結論から申し上げますと、基本的には随契約は20年度以降はなくなるというお答えをさせていただきたいと思っております。これが随契約の見直しの関係でございます。

それから、もう一度、資料11、2つ目ですが、保有資産の見直し状況ということでございます。

合理化計画の中では、保有する合理的な理由のない土地でありますとか建物、これは売却をして、その代金を国に納付すべき、あるいは保有資産を圧縮すべきという計画でございます。

私どもの関係でいきますと、資料13ですが、保有資産といたしましては、4項目といたしまして、建物が3つ、車が1台ございます。建物の方ですが、啓発施設、根室地区にあります北方館、それから別海北方展望塔、羅臼国後展望塔、そして広報車が1台ございます。上の3つの建物ですが、北方館は私どもが直轄して管理をいたしております。それから、別海北方展望塔は、別海町が無償管理委託契約というんでしょうか、無償で管理いただいているところでございます。羅臼国後展望塔も、羅臼への委託管理であります。それぞれそこに、右の2つ目ですが稼働率が出ております。これは、私どもの業務報告の中でも御説明させていただきましたが、目で見ると啓発事業のまさに建物そのものでありますので、継続使用したいと考えております。

一方、広報車ですが、平成16年に取得いたしまして、現在、根室市に無償貸与いたしております。これもビザなし交流でお見えになる、あるいは北方領土視察など必要な際に活用しているということで、これからも継続させて

いただきたいと考えております。

もう一度、恐縮ですが資料11にお戻りいただきまして、3点目であります、給与水準の適正化という項目であります。

合理化計画では、人件費総額について着実に削減する、2つ目は、法人の長の報酬を各種事務次官給与の範囲内とする、監事、理事についても、法人の長と同様に個別に公表するという目標計画でございます。

これは、お手元の資料14であります、国家公務員を100といたしました場合のラスパイレス指数であります、当協会は93.5、他法人に比べましても87.1、当法人の長と各省事務次官との比較でありましても78.3ということで、指数的にはかなり低い指数を示しております。それから、役員、監事の報酬につきましても、既にホームページ等で公表させていただいているところであります。

もう一度、恐縮ですが資料11の2ページにお戻りいただきまして、2ページは、法人の自立化に関する措置ということで4つほどまとめられております。1つ目が内部統制であります、合理化計画では、役職員の適正な人事評価を行った上で給与、退職金にこの状況を反映させること。それから、役職員の職務執行のあり方を初め、内部統制について、会計監査人等の指導を得ながら必要な措置を講ずること。職員の勤務時間、勤務条件を公表することというのが計画でございました。

当協会といたしましては、職員倫理規程の関係あるいは規定の整備を行っておりますし、内部での打ち合わせを通じて、情報管理の重要性などの徹底を図っているところであります。

また、勤務条件などの関係法令は、すべてホームページで既に公表いたしております。

今後とも、更に監事さん初め、監査法人の協力、御指導を得ながら、内部統制はなかなか難しいテーマではありますけれども、検討していきたいと考えております。

2つ目が、業務・マネジメントに係る国民の意見募集ということでもあります。

合理化計画では、国民の意見を募集し、業務運営に適切に反映させるという計画でございます。既に申し上げておりますが、私どもでは、北方館などの啓発施設に意見箱を常設し、いろいろな要望あるいは啓発事業の内容等についても聴取をし、また交流事業に参加された方などからも意見、アンケートを取って、次に続く業務の内容作成に取り入れているところでございます。

それから、3つ目が、関係法人との人とお金の流れの在り方というものでございます。

合理化計画では、関係法人との間における人と資金の流れの透明性を確保す

る、また関係法人への再就職に関連した不適正な契約等がないようにするというものであります。私ども協会は、元島民の関係もございまして、その援護事業を担当いたします社団法人であります。千島歯舞諸島居住者連盟という団体もございまして、これに対しまして援護事業の一つといたしまして、返還要求署名運動でありますとか、必要な援護対策の推進、あるいは北方四島への自由訪問、これらの支援事業を行っているところでございまして。

この支援事業の内容は、財務諸表でありますとかホームページで公表させていただいているところであります。また、人の流れという観点にしましては、この連盟、団体に再就職した役員はございませんということでございまして。

それから、4つ目が管理会計の活用・セグメント情報の開示という問題でございまして。

合理化計画では、管理会計の活用により、事務事業、部門別といった単位における費用を明確にして、費用対効果を適切に分析し、経営の効率化を図る。適切な区分に基づくセグメント情報の開示を積極的に行うということにされておりますが、前年度事業の内容を検討し、効果的・効率的な事業を実施できるような予算の作成あるいは要求を行っているところでもございまして。

今後とも、管理会計を活用し、事業ごとの予算管理を行った上で、業務経費などの節約を更に行っていくということを立てているところでございまして。

また、それぞれ財務諸表、勘定ごとに区分したセグメント情報の開示を既に行っているところであります。引き続き積極的に行っていきたいと考えております。

それから、資料11の次の「監事対応」というところでございまして、これにつきましては、当協会の山田監事さんの方から御説明をお願いしたいと思っております。

○山田監事 では、私の方から御説明させていただきます。

随意契約の見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施についてのチェックでございまして、契約行為につきましては、国と同じ基準で適正に実施されていると認められます。または、見直し計画に基づいて、随意契約で行われてきた北方四島交流事業、先ほども御説明ございましたが、これにつきましては、平成20年度に向け、競争入札に移行する検討を行ったと認められます。また、調達情報を協会のホームページで開示しています。

2番目でございまして、保有資産の見直しの状況のチェックでございまして。

北方領土の関係資料などを展示している北方館の啓発施設について、訪れる人に北方領土問題に対する理解と認識を深めてもらうため、十分に貢献している施設と認められます。また、啓蒙宣伝活動に使用されているバスにつきましては、各種啓発活動、交流事業などの対応に年間百数十日稼働しておりまして、

また、車体に北方領土返還運動をアピールする文字等が塗装されておりまして、走る広告塔として北方領土返還運動に十分貢献していると認められます。

また、東京事務局の移転につきましては、平成19年度に既に実施されて、一般管理費の縮減を図ったと認められます。

給与水準のチェックでございますが、給与水準につきましては、国家公務員の水準を下回っておりまして、国民の理解は得られていると考えられます。

なお、本状況につきましては、協会のホームページにも開示され、国民に対して情報提供が適切になされておりまして、

内部統制の状況、それから情報開示の状況のチェックでございますが、内部統制について、協会のコンプライアンス関係の倫理規程、それから会計法規などが整備されており、役職員によるコンプライアンス意識を持った業務運営がなされていると認められます。

情報開示につきましては、事業の実施状況などを協会のホームページに掲載し、常に最新の情報に更新するように努めていると認められます。また、情報開示請求についても、円滑に開示決定をしていると認められます。

次のページになりますが、監事相互間の情報交換・連携の状況でございますが、主に東京事務所が行っています一般勘定を私、山田が担当し、それから、札幌事務所の太田監事が貸付業務をメインで担当するというところで、それぞれが逆に副を努めるということにしております。これは監事間の、2人の間で相談してやっていることでございます。札幌と東京は、御承知のように地理的に離れているということもございまして、監査業務に関する日ごろの情報交換、それから連携の重要性を強く感じているところでございます。このために、積極的な情報交換に努めるとともに、監事間における重要な情報の共有を図り、監事業務をお互いに連携して行うこととしております。

以上でございます。

○上野分科会長 では、続きましてお願いします。

○金原係長 それでは、続きまして、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会の平成18年度評価意見に対する対応について御説明申し上げます。

なお、この政策評価独立行政法人評価委員会の指摘内容ということでございますが、これは、内閣府の独立行政法人評価委員会に対しまして、独立行政法人を評価するに当たってこのような点に留意していただきたいということを指摘したものでございますので、最終的には、この分科会の先生方に、評価に当たりまして御留意いただきたい点を上げたものでございます。

ここで、「対応・所見等」と書いておりますが、こちらは、事務局で取りあえずのものとして考えました案でございますので、もし先生方から、この指摘内容を踏まえまして、評価に当たって何らかの御意見があれば、今、御指摘い

ただきたいと思います。

まず、1でございますが、まず、独立行政法人の中期目標の達成度合いを評価するに当たりまして、数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準がより客観的、明確なものになるように見直していただき、それから、評価の結果についても、考え方や理由、根拠が明確になるように説明していただければということでございます。

これにつきましては、今後の評価基準の作成や評価作業について、適切に対応していただければと思います。

次に、総利益を計上している場合、つまり剰余金などがある場合に、目的積立金を申請していない場合には、その目的積立金を計上しない理由を業務実績報告書で独立行政法人側に明らかにさせた上で評価を行うべきであるという意見がついております。

この目的積立金につきましては、中期目標の期間内では目的積立金の積み立てというものがございますが、中期目標の最終年度には、目的積立金の処理は行いませんので、平成19年度におきましては北対協で目的積立金の積み立ては行いません。ただ、今後、平成20年度以降、目的積立金を申請しない場合には、その理由を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価をしていただくことになるかと思っております。

3番でございますが、固定資産について、減損会計の情報、つまり保有目的や利用実績などを十分に活用して、保有目的・利用状況を把握した上で、資産の活用状況についての評価を行うべきであるという指摘がなされております。

これについては、例えば「独立行政法人整理合理化計画」などで指摘されていることを踏まえ、評価していただければと思います。

4番につきましては、北対協は該当しませんので、省略いたします。

5番につきましては、コンプライアンス体制の整備状況について評価を行うべきであるということが指摘されています。

これも、「独立行政法人整理合理化計画」などで指摘されていることを踏まえ、評価いただければと思います。

6番につきましては、今まで総務省の政策評価独立行政法人評価委員会が通知してきた評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部見られるという指摘でございますが、ここについては、特段明確にどの点についてということが言われておりません。今後も、政策評価独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、この分科会で独立行政法人の評価を行っていただければと思います。

それから、その下に1番とございますが、これは、北方領土問題対策協会の評価に当たって、1つ指摘されていることでございます。評価結果において、

随意契約の適正化について今までの評価では言及されていないのではないかと。今後は、随意契約の見直し計画の実施状況等について厳格な評価を行っていたきたいという意見でございます。

これについても、「独立行政法人整理合理化計画」等を踏まえ、評価をしていただければと思います。

以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

お願いします。

○岩崎事務局長 同じ資料11の最後の2枚でございます。簡単に申し上げます。

平成18年度御審議をいただきましたときに、私どもに対しまして評価の御意見をちょうだいいたしました。その対応はどうかという資料でございます。6点ございました。

第1点は、青少年、教育者会議など、領土問題を引き継ぐ新たな担い手の発掘と理解者の拡大を目指す啓発は大変重要という御指摘でございます。

私ども協会といたしましては、何回も申し上げて恐縮でございますが、後継者対策ということを中心課題にいたしております。特に、第2期におきましても最重要課題の一つとして位置付けをしたところでございます。従来の青少年の根室での研修、あるいは各ブロックの研修などございますけれども、更に教育現場での対応が重要と考えまして、申し上げましたが、平成15年度から進めております教育者会議に第2期におきましても力を入れていくということで、まだまだ19年度末31都道府県でありますので、更に推進をお願いしていこう。しかしながら、大変厳しい予算の中でありまして、必要な支援は継続していきたいと考えております。

第2点目が、ホームページへのリンクという関係でございました。リンクの内容は、最新のものにし、増加がどのくらいあるのか、あるいはその内容がどうか、定期的にチェックすべきではないかという御指摘でございました。

更新は、可能な限り速やかに行っておりますのと、リンク先のアドレス変更などを把握するために、相手を掌握しながら随時チェックしていただく努力を続けているところでございます。19年度には新たに2件のリンクを張っていただいたところでもございます。既に御報告したとおりでございます。

3点目が、上野分科会長からも御指摘ございましたが、受入の関係でございます。どのようにこの受入事業を評価しているのか、相手の評価を聞くべきではないかということでございます。

これも、既に申し上げましたが、当該事業の開始に当たっては、毎年、その時期でありますとか、交流の人員の内容でありますとか、交流のプログラム、日ロの実施者を中心とした代表者会議を開催して、必要な改善あるいは要望に

ついて協議しているところでございます。本年の事業におきましても、いろいろな改善点あるいは要望等が出されております。これらを踏まえて当該年度の事業を進めていきたいと考えております。

なお、事業の終了時には、毎年、記者会見が行われております。当該事業のよしあし等々反応、評価もそこで聴取ができるということになっている点を申し添えたいと思っております。

3点目、4点目であります。北方領土問題に関します調査研究会の開催、既に申し上げましたが、平成18年度までは一定の計画回数をもちまして実施してまいりました。18年度におきましては、計画がやや1回ほど倒れているという御指摘をいただいたところでもあります。

これは、平成19年度におきましては、既に18年12月の組織・業務の見直し計画の内容を申し上げておりますということで、20年度以降も引き続き、19年度見直しの結果を踏まえて、必要な業務を進めていきたいと考えております。

5点目であります。次のページであります。融資の関係であります。説明会・相談会の参加者が、平成18年度の御評価でありましたので、前年度、17年度に比べて1割5分ほど減ではないのかと御注意をいただいた点であります。

19年度におきましては、逆に何名か、数は少ないのでありますけれども、増員の参加を得て開催することができたところがございます。

今後とも、いろいろな開催の周知を図りながら、必要な説明会・相談会は進めていきたいと考えております。

最後でございますが、事業の遂行に当たっては、評価基準を十分に勘案し、これに即して業務を進めていくべきではないかという御指摘でございます。

私ども協会の業務の遂行に当たりましては、当然であります。評価基準を踏まえて、また領土をめぐる状況に対応しながら、必要な事業を適切に継続実施していくということを考えております。

対応等については、以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

今の件につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、これで一通り終わりということだと思っておりますので、今後の予定につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○山本参事官 長時間になりました、簡単に申し上げます。

資料9を御確認で見ていただきたいんですが、今日の結果を踏まえまして、資料3の「項目別評価表（平成19年度）」の分科会の評価欄、それから資料4の「総合評価表」、資料8の平成15～19年度の「業務実績評価表」の評価欄、いろいろ悩まれるかもしれませんが、これに御記入いただきまして、今月末ま

で事務局の方に御提出いただければと思います。

それを事務局の方で取りまとめました上で、次回の分科会、お盆の時期で申し訳ないんですが、8月15日でない皆さんの日程が合いませんでしたので、8月15日に次回分科会を開かせていただき、そこで御審議いただいた上で、委員会としての評価表を決定したいということでございます。

私から以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

以上で本日予定されておりました議題はすべて終了ということになります。

御多忙の折、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。